

[指定管理者制度導入施設] [B調書]  
事業評価調書〔途中評価〕(令和7年度)

## 1. 施設の名称等

施設名称	長崎県立諫早技能会館
所在地	諫早市宇都町22-76

事業所管	産業労働部	雇用労働政策課
課(室)	長名	黒川 恵司郎

総合計画上の位置づけ	基本戦略	1-1	若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る
	施策	4	キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保
	事業群	①	企業を支える人材育成

## 2. 施設の概要

設置年月日	昭和 49 年 4 月 15 日
設置法令等	長崎県技能会館条例（昭和48年10月8日長崎県条例第60号）
設置目的	技能労働者の研修等の場として、職業訓練をはじめ、技能の向上と福祉の増進に役立てる目的で設置された。
利用対象者等	主な利用対象者：技能労働者、その他地域住民 開館時間：午前9時～午後9時、休館日：12月29日～1月3日
施設内容	敷地面積：2227.89m <sup>2</sup> 、建築面積：461.06m <sup>2</sup> 、延べ床面積：915.10m <sup>2</sup> 事務室、会議室2、実習室、教室3、講堂

〔技能会館使用料〕							
施設別＼使用時間の区分			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)
会議室	760円	970円	1,410円	1,750円	2,200円	2,510円	
実習室	1,410円	2,200円	3,170円	4,060円	4,830円	5,050円	
講堂	大 150m <sup>2</sup> 以上	1,860円	2,510円	3,610円	4,500円	5,500円	6,470円
	小 150m <sup>2</sup> 未満	1,410円	1,860円	2,730円	3,400円	4,170円	4,830円
教室	大 51m <sup>2</sup> 以上	870円	1,200円	1,750円	2,070円	2,630円	2,960円
	小 51m <sup>2</sup> 未満	760円	970円	1,410円	1,750円	2,200円	2,510円
附帯設備	この会館に類似する公の施設又は他の公共団体の施設の使用料等を考慮して規則で定める金額						

### 備考

- 1 使用時間を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む使用時間の区分の使用料を加算する。
- 2 国若しくは地方公共団体が使用する場合又は技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進のために使用する場合を除き、使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 4 前2号の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### 施設の利用 料金体系

長崎県立技能会館使用料の減額免除取扱基準		
使用目的及び減免基準	使　用　目　的	減　免　基　準
使用者		
国又は地方公共団体	非常災害発生に伴う緊急避難教訓活動、国体等極めて公益性の高い事業等	免　除
長崎県雇用労働政策課（長崎・佐世保高等技術専門校を含む。）	公務全般	
長崎県又は（独）高齢・障害・求職者	(1)技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るための事業	
雇用支援機構	(2)上記以外の一般行政事務（会議、説明会、講習会等）	5割減額
認定職業訓練団体、委託訓練受託者、	(1)職業能力開発促進法に基づく職業訓練の実施（入校、修了式含む）	
長崎県職業能力開発協会及び長崎県	(2)定款、規約で定める会議及び技能労働者の資質向上の講習会	
技能士会連合会	(3)長崎県職業能力開発協会が行う技能検定試験及び技能評価試験	
市町	一般行政事務	
認定職業訓練団体会員及び長崎県職業	関係事業所が行う従業員の教育訓練のための研修会、講習会	2割減額
能力開発協会会員並びに長崎県技能士		
会連合会会員の事業所		
職業訓練生	技能、教養向上のための研修会、講習会及びクラブ活動	
※ この表で減免とする使用料には附帯設備を含まない（免除の場合を除く）。		

類似施設の設置状況	<p><b>【施設名】北海道立職業能力開発支援センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者数 43,890名(令和6年度実績)</li> <li>○指定管理者制度導入 平成18年4月1日～</li> <li>○管理運営負担金 5,465千円</li> <li>○利用料金収入 17,311千円</li> </ul>																																																																								
	<b>【利用料金表】</b>																																																																								
	区分	定員	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時																																																																			
	第1研修室 58.89m <sup>2</sup>	20人	2,900円	3,870円	3,870円	10,110円																																																																			
	第2研修室 58.89m <sup>2</sup>	20人	1,980円	2,630円	2,630円	6,880円																																																																			
	第3研修室 58.89m <sup>2</sup>	60人	4,030円	5,390円	5,390円	14,070円																																																																			
	研修室1	20人	1,520円	2,040円	2,040円	5,320円																																																																			
	研修室2	30人	2,510円	3,350円	3,350円	8,750円																																																																			
	実習室 58.89m <sup>2</sup>	100人	19,350円	25,790円	25,790円	67,390円																																																																			
	実習室1	40人	8,970円	11,970円	11,970円	31,270円																																																																			
	実習室2	60人	10,380円	13,820円	13,820円	36,120円																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (単位:千円)</th><th>令和3年度 (実績)</th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (実績)</th><th>令和7年度 (計画)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>財源</td><td>その他( 使用料 )</td><td>2,446</td><td>2,149</td><td>1,777</td><td>2,316</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td></td><td>一般財源</td><td>921</td><td>1,188</td><td>1,546</td><td>2,390</td><td>2,171</td></tr> <tr> <td>予算</td><td>事業費&lt;A&gt;</td><td>3,367</td><td>3,337</td><td>3,323</td><td>4,706</td><td>4,171</td></tr> <tr> <td></td><td>内訳</td><td>管理運営負担金</td><td>2,692</td><td>2,692</td><td>2,692</td><td>2,692</td></tr> <tr> <td></td><td>その他( 土地借上料等 )</td><td>675</td><td>645</td><td>631</td><td>2,014</td><td>1,479</td></tr> <tr> <td></td><td>人件費&lt;B&gt;</td><td>1,169</td><td>1,147</td><td>1,149</td><td>1,183</td><td>1,182</td></tr> <tr> <td></td><td>合計&lt;C=A+B&gt;</td><td>4,536</td><td>4,484</td><td>4,472</td><td>5,889</td><td>5,353</td></tr> <tr> <td></td><td>単位あたりコスト</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>						区分 (単位:千円)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)	国庫						財源	その他( 使用料 )	2,446	2,149	1,777	2,316	2,000		一般財源	921	1,188	1,546	2,390	2,171	予算	事業費<A>	3,367	3,337	3,323	4,706	4,171		内訳	管理運営負担金	2,692	2,692	2,692	2,692		その他( 土地借上料等 )	675	645	631	2,014	1,479		人件費<B>	1,169	1,147	1,149	1,183	1,182		合計<C=A+B>	4,536	4,484	4,472	5,889	5,353		単位あたりコスト	4	5	5	6	5
区分 (単位:千円)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)																																																																				
国庫																																																																									
財源	その他( 使用料 )	2,446	2,149	1,777	2,316	2,000																																																																			
	一般財源	921	1,188	1,546	2,390	2,171																																																																			
予算	事業費<A>	3,367	3,337	3,323	4,706	4,171																																																																			
	内訳	管理運営負担金	2,692	2,692	2,692	2,692																																																																			
	その他( 土地借上料等 )	675	645	631	2,014	1,479																																																																			
	人件費<B>	1,169	1,147	1,149	1,183	1,182																																																																			
	合計<C=A+B>	4,536	4,484	4,472	5,889	5,353																																																																			
	単位あたりコスト	4	5	5	6	5																																																																			
<p>(説明) 「当事業による利用1人当たりの運営費用」 = C ÷ (施設の利用回数)          利用回数・・・OR3:1,032 OR4:963 OR5:865 OR6:1,069 OR7:1,000</p>																																																																									

### 3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	«所在地» 諫早市宇都町22-76
	«名称» 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会
	«代表者氏名» 理事長 竹田 近久
指定期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日
業務	①会館の使用の承認に関すること ②会館及びその附属設備の使用料等に関すること ③会館の施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕に関すること ④会館の管理運営に要した経費の支払いに関すること ⑤技能労働者への情報提供に関すること
利用料金制	導入済 ■未導入 選定方法 ■公募 非公募

#### 4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成 果 指 標 の 達 成 状 況	① 講早技能会館の利用者数	(目標値の根拠) 直近3年間の利用者数の平均		<令和7年度実施における変更点>				
	②							
	③							
	実 績	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)	
①	a 目標値		14,612	14,326	14,441	15,455	15,580	
	b 実績値		15,735	17,014	13,617	16,108		
	c 達成率b/a	%	107	118	94	104		
	a 目標値							
	b 実績値							
	c 達成率b/a	%						
	a 目標値							
	b 実績値							
	c 達成率b/a	%						
指定管理者 の収支状況	事業計画(R6)		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)	
	(千円)	実績－計画						
利用料金		0						
県負担金	2,692	0	2,692	2,692	2,692	2,692	2,692	
その他		64	70	62	54	64		
収入計a	2,692	64	2,762	2,754	2,746	2,756	2,692	
支出b	2,692	64	2,762	2,754	2,746	2,756	2,692	
うち人件費	864	21	816	816	826	885	915	
収支a-b	0	0	0	0	0	0	0	
配置職員数 (人)	常勤 非常勤	1 1	常勤 非常勤	1 1	常勤 非常勤	1 1	常勤 非常勤	1 1

※（注記事項があれば記載）

#### 5. 令和6年度事業の実施状況・実績の検証

管 理 運 営 の 状 況	計 画	実 績
	<指定管理者実施分> ①会館の使用承認に関する業務 ②使用料の徴収及び県への納付 ③会館の維持管理及び修繕 ④利用者増加に向けた取組  <県実施分> ①会館の利用促進のためのPR活動	<指定管理者実施分> ①使用承認は適正に実施された。 ②使用料は適正に徴収され、遅滞なく県に納付された。 ③適正な体制で維持管理等を実施した。 ④利用団体に対する継続的な利用の呼びかけなどにより、技能関係者の利用者数の増加が図られた。 <県実施分> ①県ウェブサイト等での利用に関する広報を行った。
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価		A
○使用の承認、使用料の徴収等、会館の管理運営は適正に実施されている。 ○全体利用者数に対する技能関係者の割合は約90%を維持しており、技能会館の使用目的に沿った利用が図られている。 ○利用者の利用向上に向けアンケートを実施、会館の利用促進に繋げている。		

#### 6. 令和7年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○団体等への訪問時やイベント開催時等にチラシを配布するなどのPR活動を実施し、利用の促進に努める。

## 7. 令和7年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点	評価	視点	評価
	・施設の設置目的にあつた管理運営が行われているか。	a	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	施設の在り方についての評価	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a		・市町または民間に移管・移譲することが適當（可能）ではないか。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量により大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。
	(その他の観点)			・事業効果をさらに上げる余地はないか。

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

## 8. 令和8年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	改善	■ 移管	廃止
(説明：令和8年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○長崎県技能会館条例を廃止する条例が令和8年4月1日付で施行されることとなり、今後は諫早市への移譲に向けて、関係機関等と調整を行っていく。				